

三次市日中友好協会 会則

(目的)

第1条 本会は、三次市における日本国と中華人民共和国との友好を願う個人及び法人・団体によって、政治・政党・信条・宗教の立場をこえて、各分野にわたる相互理解と交流を促進し、日中友好の発展に貢献することを目的とする。

(名称及び事務所)

第2条 本会は、三次市日中友好協会（以下「協会」という）と称し、事務所を広島県三次市穴笠町76番地2に置く。

(事業)

第3条 協会の目的を達成するために、中華人民共和国との交流窓口として、次の事業を行う。

- (1) 日中関係の情報の収集及び提供
- (2) 日中両国民の人的交流
- (3) 日中両国の教育・文化・スポーツ交流
- (4) 日中両国の経済及び技術交流の促進
- (5) その他協会の目的を達成するために必要と認められる事業

(会員)

第4条 協会の会員は、第1条の目的に賛同する個人及び法人・団体とする。

(会費)

第5条 協会の会員は、次に定める基準により会費を納めなければならない。

- (1) 個人 年一口以上（一口2,000円）
- (2) 法人・団体 年一口以上（一口10,000円）

2 納入された会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(役員)

第6条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 若干名
- (3) 秘書長 1名
- (4) 常任理事 若干名
- (5) 理事 若干名（会長・副会長・常任理事を含む。）
- (6) 監事 2名

2 理事及び監事は、総会において互選によって決める。

3 会長及び副会長は、総会において互選によって決める。

4 秘書長は、会員の中から会長が指名し、常任理事は理事の中から会長が指名する。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（職務）

第7条 会長は、協会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

3 常任理事は、会長、副会長、秘書長を補佐し会務を補佐し、協会の常務を分掌する。

4 理事は、理事会を構成し会務の執行を決定する。

5 秘書長は、会長及び副会長を補佐し会務を管理する。

（役員任期）

第8条 役員任期は、次々年度の定期総会までとする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任をされることができる。

（名誉顧問・顧問・参与）

第9条 協会に名誉顧問・顧問、及び参与を置くことができる。

2 名誉顧問・顧問、及び参与は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 名誉顧問・顧問は、会長の求めに応じて、助言をする。

4 参与は、協会の活動に対して、積極的に協力をする。

（会議）

第10条 協会に総会及び理事会を置き、会長がこれを招集する。

(総会)

第11条 総会は年1回開催し、この会則に定めるもののほか、会則の変更、事業、予算、決算、その他重要な事項を議決する。ただし、必要があるときは臨時にこれを開くことができる。

2 総会の議決は、出席会員の過半数をもってこれを決定する。

(理事会)

第12条 理事会は、この会則に定めるもののほか、次の事項について議決する。

(1) 総会の開催及び付議事項の決定

(2) 総会を開催するいとまのない緊急事項及び事業計画、予算の変更、追加及び更正

(3) その他協会の運営に関する重要事項

(部会)

第13条 協会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会長は構成員の中から会長が指名する。

(事務局)

第14条 協会の事務を処理するために事務局を置き、秘書長が事務局を統括する。

2 事務局に副秘書長、会計を置き会長が任命する。

3 事務局の運営に関する事項は、必要に応じて会長が別に定める。

(経費)

第15条 協会の運営に要する経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第16条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第17条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は理事会の承認を得て会長が定める。

附 則

- 1 この会則は、1990年7月20日から施行する。
- 2 この会の設立当初の役員任期は、第8条の規定にかかわらず、1992年3月31日までとする。
- 3 この会の設立当初の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、1991年3月31日までとする。
- 4 この会則は、1995年2月3日に一部を改正し、同日から施行する。
- 5 この会則は、2001年4月25日に一部を改正し、同日から施行する。
- 6 この会則は、2012年6月16日に一部を改正し、同日から施行する。